

労働力調査の結果を見る際のポイント No. 19

# 雇用契約期間別にみた雇用者数

～2018年1月から雇用契約期間を直接把握～

○ 労働力調査では、2018年1月から調査事項の変更を行いました\*。このうち、基礎調査票の「従業上の地位」について、雇用契約期間に基づき把握していた「常雇の人（無期の契約）」、「常雇の人（有期の契約）」（雇用契約期間が1年超）、「臨時雇の人」（同1か月以上1年以下）及び「日雇の人」（同1か月未満）の区分を廃止し、雇用契約期間について、「定めがない」、「1か月未満」、「1か月以上3か月以下」等のように、直接把握することとしました。

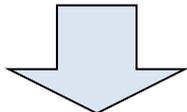
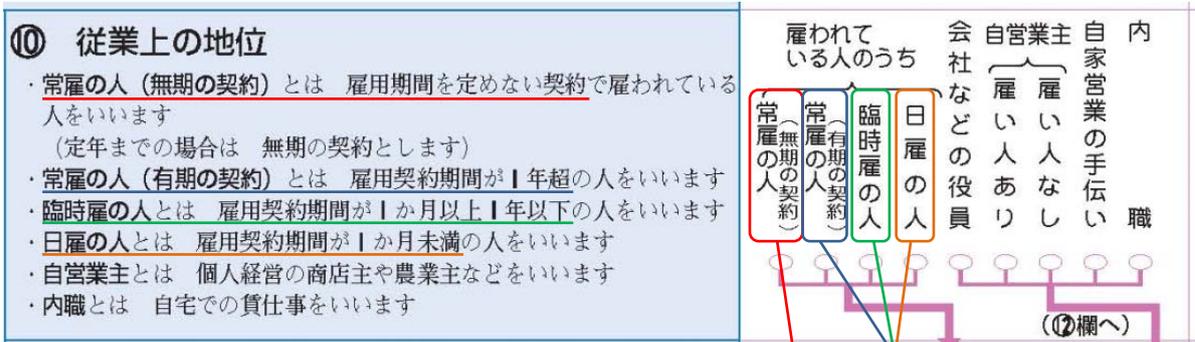
\* 調査事項の変更の詳細については、右記URLを御参照ください。 <<http://www.stat.go.jp/data/●●●/index.htm>>

○ 調査事項変更前の「従業上の地位」と、変更後の「雇用契約期間」の対応関係は以下に示すとおりですが、雇用契約期間を直接把握することとした影響とみられる時系列上の差異があることから、調査事項変更前後で当該対応関係に基づいて、単純に時系列比較をすることはできません。

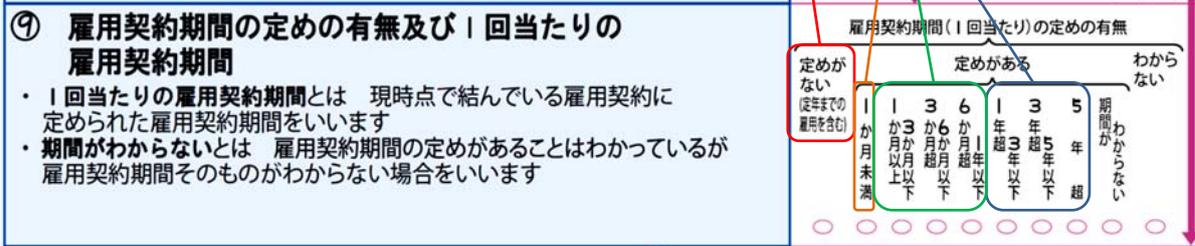
○ 以下では、2018年1月の雇用契約期間別雇用者数の結果と、調査事項変更による調査結果の時系列上の差異について解説します。

## 2017年12月までの「従業上の地位」と2018年1月からの「雇用契約期間」の対応関係

<2017年12月までの調査票>



<2018年1月からの調査票>



## 1 2018年1月の雇用契約期間別雇用者数

役員を除く雇用者のうち「雇用契約期間」が「無期の契約」は●万人（役員を除く雇用者の●%。以下同じ。）、「有期の契約」は●万人（●%）、「雇用契約の定めがあるかわからない」は●万人（●%）となっています。

また、「有期の契約」のうち「6か月超1年以下」は●万人（●%）、「1年超3年以下」は●万人（●%）、「期間がわからない」は●万人（●%）などとなっています。

男女別にみると、男性は「無期の契約」が●万人（男性の役員を除く雇用者の●%。以下同じ。）、「有期の契約」が●万人（●%）、女性は「無期の契約」が●万人（女性の役員を除く雇用者の●%。以下同じ。）、「有期の契約」が●万人（●%）と、女性で「有期の契約」の割合が高くなっています（表1）。

表1 雇用契約期間別雇用者数（2018年1月）

	実数(万人)			割合(%)		
	男女計	男	女	男女計	男	女
役員を除く雇用者						
無期の契約						
有期の契約						
1か月未満						
1か月以上3か月以下						
3か月超6か月以下						
6か月超1年以下						
1年超3年以下						
3年超5年以下						
5年超						
期間がわからない						
雇用契約期間の定めがあるかわからない						

## 2 調査事項変更前後における結果数値の差異

### (1) 「従業上の地位」と「雇用契約期間」の対応関係に基づく比較

1 ページで示した調査事項変更前の「従業上の地位」と、変更後の「雇用契約期間」の対応関係に基づき、2018年1月の雇用契約期間別結果と、前年同月の2017年1月の従業上の地位別結果を比較すると、2018年1月の「雇用契約期間」が「1年超」の者は、2017年1月の「常雇の人（有期の契約）」（雇用契約期間が「1年超」）に比べ●万人の減少となっており、「役員を除く雇用者」に占める割合は、●ポイントの低下となっています。一方で、「雇用契約期間」が「1か月以上1年以下」の者は、「臨時雇の人」（雇用契約期間が「1か月以上1年以下」）に比べ●万人の増加で、割合は●ポイントの上昇となっています（表2）。

このように、調査事項変更による影響とみられる時系列上の差異があることから、調査事項変更前後で「従業上の地位」と「雇用契約期間」の対応関係に基づいて、単純に時系列比較をすることはできないことが分かります。

表2 「従業上の地位」と「雇用契約期間」の対応関係に基づく2018年1月の前年同月増減

①2017年1月	実数 (万人)	割合 (%)	②2018年1月	実数 (万人)	割合 (%)	②-①	
						実数 (万人)	割合 (ポイント)
役員を除く雇用者	5455	-	役員を除く雇用者				
常雇の人(無期の契約)	3878	71.1	無期の契約				
日雇の人	68	1.2	1か月未満				
臨時雇の人	355	6.5	1か月以上1年以下				
常雇の人(有期の契約)	1154	21.2	1年超				
	-	-	期間がわからない			-	-
	-	-	雇用契約期間の定めがあるかわからない			-	-

## (2) 継続標本を用いた調査事項変更前後での異動状況

労働力調査では、毎月の標本のうちの半分が前月から継続して調査されますので、この継続標本を用いて、調査事項変更前後における異動状況を確認することが可能です。

表3をみると、2016年12月に「従業上の地位」を「常雇の人（有期の契約）」とした者のうち、2017年1月は「臨時雇の人」とした者の割合は●%となっています。これに比べ、表4をみると、2017年12月に「常雇の人（有期の契約）」とした者のうち、調査事項変更後の2018年1月は「雇用契約期間」を「1か月以上1年以下」（調査事項変更前の「従業上の地位」では「臨時雇の人」に対応）とした者の割合は●%と、高くなっていることが分かります。

このことから、2017年12月に「従業上の地位」を「常雇の人（有期の契約）」とした者の中で、雇用契約期間に変更はないにもかかわらず、調査事項変更の影響により、2018年1月に「雇用契約期間」を「1か月以上1年以下」とした者が多く存在したと考えられます。

また、2017年12月に「●」とした者の●%が、2018年1月の「雇用契約期間」を「期間がわからない」としており、さらに、2017年12月に「●」とした者の●%が、2018年1月には「雇用契約期間の定めがあるかわからない」としています。

以上のような調査事項変更の影響があることから、変更前の「従業上の地位」と、それに対応する「雇用契約期間」の結果数値に、時系列上の差異が生じているとみられます。

表3 従業上の地位の異動状況（2016年12月から2017年1月）

		2016年12月			
		常雇の人 (無期の契約)	日雇の人 (雇用契約期間が 1か月未満)	臨時雇の人 (雇用契約期間が 1か月以上1年以下)	常雇の人 (有期の契約) (雇用契約期間が 1年超)
2017年1月	合計	100.0	100.0	100.0	100.0
	常雇の人(無期の契約)	93.2	18.4	7.1	14.7
	日雇の人 (雇用契約期間が1か月未満)	0.3	43.4	3.8	0.5
	臨時雇の人 (雇用契約期間が1か月以上1年以下)	0.6	10.4	57.6	5.8
	常雇の人(有期の契約) (雇用契約期間が1年超)	4.1	12.2	25.0	76.6
	その他	1.8	15.6	6.6	2.4

注)「その他」には、就業者以外への異動等も含まれる。

表4 従業上の地位と雇用契約期間の異動状況（2017年12月から2018年1月）

		2017年12月			
		常雇の人 (無期の契約)	日雇の人 (雇用契約期間が 1か月未満)	臨時雇の人 (雇用契約期間が 1か月以上1年以下)	常雇の人 (有期の契約) (雇用契約期間が 1年超)
2018年1月	合計	100.0	100.0	100.0	100.0
	無期の契約				
	1か月未満				
	1か月以上1年以下				
	1か月以上3か月以下				
	3か月超6か月以下				
	6か月超1年以下				
	1年超				
	1年超3年以下				
	3年超5年以下				
	5年超				
	期間がわからない				
	雇用契約期間の定めがあるかわからない				
	その他				

注)「その他」には、就業者以外への異動等も含まれる。

#### 本稿の用語について

「従業上の地位」について、本稿では、労働力調査の調査票における「常雇の人（無期の契約）」、「常雇の人（有期の契約）」、「臨時雇の人」及び「日雇の人」という区分名を用いていますが、統計表では、それぞれ「（一般常雇）無期の契約」、「（一般常雇）有期の契約」、「臨時雇」、「日雇」と表記しています。

「従業上の地位」の変更に係る統計委員会における審議資料等

労働力調査の変更に関する審査メモで示された論点に対する回答（抜粋）

（第 83 回人口・社会統計部会（平成 29 年 2 月 6 日開催） 審議資料）

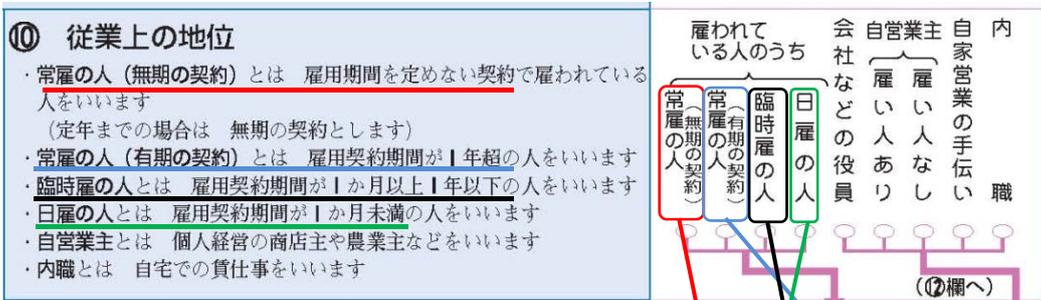
2 統計委員会諮問第 39 号の答申(平成 24 年 1 月 20 日付け府統委第 6 号)における「今後の課題」への対応状況について

- 1 今回の変更により削除することとする「常雇の人（無期の契約）」、「常雇の人（有期の契約）」、「臨時雇の人」及び「日雇の人」の別と、追加する雇用契約期間の各選択肢との対応関係はどのようになっているか。統計の継続性の確保の観点からみて問題ないか。
- 2 前回答申における今後の課題において、「労働力調査の『従業上の地位』に係る平成 25 年の調査結果及び平成 24 年就業構造基本調査の『雇用契約期間の定めの有無』に係る調査結果（平成 25 年 7 月公表予定）における回答状況を分析の上」で検討することとされているところ、これに関しては、どのような分析及び検討を行ったのか。その分析・検討の結果に照らして、今回の変更内容については適当か。

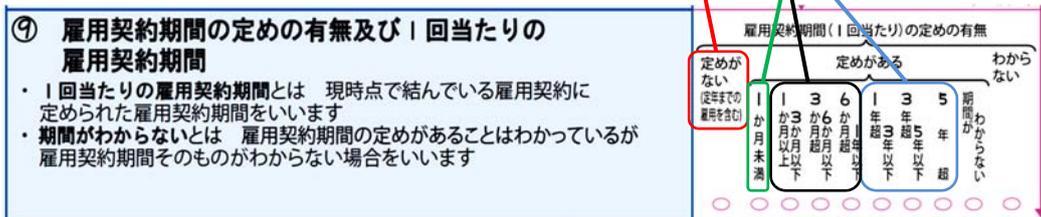
（回答）

- 1 現行の労働力調査の「従業上の地位」と変更案の労働力調査における雇用契約期間の各選択肢については、以下のとおり対応している。

【現行】



【変更案】



2 『従業上の地位』に係る平成25年の調査結果及び平成24年就業構造基本調査の『雇用契約期間の定めの有無』に係る調査結果における回答状況の分析及び検討については以下のとおりである。

表1 労働力調査と就業構造基本調査の比較

	労働力調査(H25平均)		H24就業構造基本調査		比較 (労調-就調)
	調査事項	調査結果	調査事項	調査結果	
構成比 (%)	計	100.0	計	100.0	0.0
	常雇の人(無期の契約)	71.6	定めがない	68.5	3.1
	日雇の人	1.6	1か月未満	0.2	1.4
	臨時雇の人	7.4	1か月以上6か月以下	6.2	▲ 7.6
	常雇の人(有期の契約)	18.8	6か月超1年以下	8.9	
			1年超3年以下	3.5	14.3
			3年超5年以下	1.0	
			その他	2.9	▲ 2.9
	不詳	0.6	定めの有無がわからない	8.3	▲ 8.3
				0.6	

二つの調査結果を比較すると、以下の差が発生している。

- ・ 労働力調査の「常雇の人(有期の契約)」は18.8%、就業構造基本調査の対応する雇用契約期間では合わせて4.5%であり、労働力調査の方が14.3ポイント高くなっている。
- ・ 労働力調査の「臨時雇いの人」は7.4%、就業構造基本調査の対応する雇用契約期間では合わせて15.1%であり、労働力調査の方が7.6ポイント低くなっている。
- ・ 就業構造基本調査の結果では、雇用契約期間の(定めの有無)が「わからない」者も8.3%存在する。

これらの分析結果から、労働力調査の「常雇の人(有期の契約)」において差が大きくみられた。

この結果を踏まえ、「就業希望の把握に関する準備調査」(試験調査)では、今回の変更案の調査事項により調査を実施した。その結果と平成24年就業構造基本調査の結果を比較したところ、同じ雇用契約期間ごとにおいては、回答割合の差が小さくなった。

このことから、労働力調査においても、雇用契約期間を把握することが適切であり、今回の変更は適当であると考えている。

表2 就業構造基本調査と準備調査の比較

	H24就業構造基本調査		準備調査		比較 (就調-準備調査)
	調査事項	調査結果	調査事項	調査結果	
構成比 (%)	計	100.0	計	100.0	0.0
	定めがない	68.5	定めがない	64.1	4.5
	1か月未満	0.2	1か月未満	0.2	▲ 0.0
	1か月以上6か月以下	6.2	1か月以上3か月以下	2.6	▲ 0.0
	6か月超1年以下	8.9	3か月超6か月以下	3.6	
	1年超3年以下	3.5	6か月超1年以下	8.9	0.0
	3年超5年以下	1.0	1年超3年以下	4.6	▲ 1.1
			3年超5年以下	1.1	▲ 0.1
	その他	2.9	5年超	2.0	▲ 3.0
			期間がわからない	3.9	
	定めの有無がわからない	8.3	定めの有無がわからない	6.2	2.1
		不詳	2.9	▲ 2.9	

(労働力調査 基礎調査票変更案)

<p>⑧ 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今の仕事について 雇われている人は勤め先での呼称を記入してください</li> <li>・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づく人をいいます</li> <li>・上記以外の 派遣されている人(デパートの派遣店員など)は 派遣元の事業における呼称について記入してください</li> </ul>	<p>雇われている人のうち</p> <table border="1"> <tr> <td>正規の従業員・パート</td> <td>アルバイト</td> <td>労働者派遣の派遣社員</td> <td>契約社員</td> <td>嘱託</td> <td>その他</td> <td>会社などの役員</td> <td>自営業主 雇い人あり</td> <td>自営業主 雇い人なし</td> <td>内 自家営業の手伝い 職</td> </tr> </table> <p>(⑩欄へ)</p>	正規の従業員・パート	アルバイト	労働者派遣の派遣社員	契約社員	嘱託	その他	会社などの役員	自営業主 雇い人あり	自営業主 雇い人なし	内 自家営業の手伝い 職
正規の従業員・パート	アルバイト	労働者派遣の派遣社員	契約社員	嘱託	その他	会社などの役員	自営業主 雇い人あり	自営業主 雇い人なし	内 自家営業の手伝い 職		
<p>⑨ 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1回当たりの雇用契約期間とは 現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます</li> <li>・期間がわからないとは 雇用契約期間の定めがあることはわかっているが雇用契約期間そのものがわからない場合をいいます</li> </ul>	<p>雇用契約期間(1回当たり)の定めの有無</p> <table border="1"> <tr> <td>定めがない (定年までの雇用を含む)</td> <td>定めがある</td> <td>わからない</td> </tr> <tr> <td>1か月未満</td> <td>1か月以上3か月以下 3か月超 6か月以下 6か月超 1年以下 1年超 3年以下 3年超 5年以下 5年超</td> <td>期間がわからない</td> </tr> </table> <p>(○欄へ)</p>	定めがない (定年までの雇用を含む)	定めがある	わからない	1か月未満	1か月以上3か月以下 3か月超 6か月以下 6か月超 1年以下 1年超 3年以下 3年超 5年以下 5年超	期間がわからない				
定めがない (定年までの雇用を含む)	定めがある	わからない									
1か月未満	1か月以上3か月以下 3か月超 6か月以下 6か月超 1年以下 1年超 3年以下 3年超 5年以下 5年超	期間がわからない									

(参考) 平成 29 年就業構造基本調査 調査票

<p>A 1 の 3 雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間</p>	<p>雇用契約期間の定めの有無</p> <table border="1"> <tr> <td>定めがない (定年までの雇用を含む)</td> <td>定めがある</td> <td>わからない</td> </tr> <tr> <td>1か月未満</td> <td>1か月以上3か月以下 3か月超 6か月以下 6か月超 1年以下 1年超 3年以下 3年超 5年以下 5年超</td> <td>期間がわからない</td> </tr> </table> <p>(A2へ)</p>	定めがない (定年までの雇用を含む)	定めがある	わからない	1か月未満	1か月以上3か月以下 3か月超 6か月以下 6か月超 1年以下 1年超 3年以下 3年超 5年以下 5年超	期間がわからない
定めがない (定年までの雇用を含む)	定めがある	わからない					
1か月未満	1か月以上3か月以下 3か月超 6か月以下 6か月超 1年以下 1年超 3年以下 3年超 5年以下 5年超	期間がわからない					

労働力調査の変更についての答申における「今後の課題」(抜粋)

3 今後の課題

(1) 「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う情報共有・提供の実施

今回の「従業上の地位」に係る選択肢の変更(「常雇の人」「臨時雇の人」等の区分から具体の雇用契約期間ごとの区分に変更)に伴い、当該変更前後の調査結果に差異が生じることが想定される。

このため、総務省は、円滑な調査実施を図る観点から、都道府県と更に情報共有を行うとともに、統計利用者の利便性等を図る観点から、調査結果の時系列比較に当たり留意すべき変更前後の差異について、ウェブサイト等において丁寧かつ分かりやすく説明することが必要である。



労働力調査の結果を見る際のポイント No. 18

**常雇（有期の契約）の把握**

～2013年1月以降の労働力調査における調査事項等の変更～

- 労働力調査では、2013年1月から調査事項等の変更を行いました。このうち、基礎調査票の「従業上の地位」については、「常雇（無期の契約）」と「常雇（有期の契約）」の区分を新たに設け、それぞれの定義を調査票上に明記しました。これにより、有期契約（1年超）の常雇の人数（2013年1月で892万人）が明らかになりました。
- また、雇用形態（勤め先における呼称）も基礎調査票で毎月、調査することにしました。これにより、「常雇（有期の契約）」の雇用形態も同時に把握することが可能になりました。
- ただし、これまでは「臨時雇」と回答していた者が、新たな調査票で「常雇（有期の契約）」に回答したとみられる事例が多数（約180万人に相当）あります。したがって、これまでの結果とは表章項目が同じであっても、単純に比較することはできません。

1 有期契約（1年超）の常雇は892万人<sup>注</sup>

2013年1月の雇用者数（5502万人）のうち、有期契約（1年超）の常雇は892万人です。これを男女別にみると、男性が345万人、女性が547万人となっており、女性が全体の61.3%を占めています。（表1）

また、有期契約（1年超）の常雇を雇用形態（勤め先における呼称）別にみると、男性は契約社員が111万人と最も多く、全体の32.2%を占めています。女性はパートが285万人と最も多く、全体の52.1%となっています。（表2）

2013年1月より以上の点が新たに明らかになりました。

注) 「基本集計 平成25年（2013年）1月分 速報」の公表冊子に掲載されている従業上の地位別雇用者数は、農林業が除かれています。ここでは農林業を含めた雇用者数となっています。

表1 従業上の地位、男女別雇用者数

<2013年1月>		(単位:万人)		
	総数	男	女	
雇用者	5502	3138	2364	
常雇	4968	2939	2029	
一般常雇	4634	2683	1951	
無期の契約	3741	2338	1404	
<b>有期の契約</b>	<b>892</b>	<b>345</b>	<b>547</b>	
役員	334	256	78	
臨時雇	444	154	290	
日雇	90	45	45	

表2 雇用形態、男女別常雇（有期の契約）数

<2013年1月>		(単位:万人)		
	総数	男	女	
常雇（有期の契約）	892	345	547	
正規の職員・従業員	120	78	42	
非正規の職員・従業員	773	267	506	
パート・アルバイト	421	86	335	
<b>パート</b>	<b>326</b>	<b>41</b>	<b>285</b>	
アルバイト	95	44	51	
労働者派遣事業所の派遣社員	65	22	43	
<b>契約社員</b>	<b>203</b>	<b>111</b>	<b>92</b>	
嘱託	62	39	23	
その他	22	10	12	

[参考] さらに詳しいデータは、基本集計 第I-1表、第II-7表に掲載されています。

<http://www.e-stat.go.jp/SGL/estat/List.do?lid=000001107949>

表3 従業上の地位別雇用者数

		(単位:万人)		
	2013年1月	2012年1月	差	
	①	②	①-②	
雇用者	5502	5492	10	
常雇	4968	4711	257	
<b>一般常雇</b>	<b>4634</b>	<b>4346</b>	<b>288</b>	
無期の契約	3741	-	-	
有期の契約	892	-	-	
役員	334	365	▲ 31	
<b>臨時雇</b>	<b>444</b>	<b>671</b>	<b>▲ 227</b>	
日雇	90	110	▲ 20	

2 前年との単純比較には注意が必要

2013年1月の従業上の地位別雇用者数を前年1月と比べてみると、一般常雇は288万人増加、一方、臨時雇は227万人減少となっていますので、単純に比較することはできないことが分かります。（表3）

3 旧調査票の「臨時雇」から新調査票の「常雇(有期の契約)」への異動者は約180万人

労働力調査の標本は、毎月半分の標本が前月から継続して調査されています。そこで、この継続した標本を用いて、前月（12月）からの従業上の地位の変化を集計してみますと、2013年1月は一般常雇のうち臨時雇からの異動者は6.6%になっており、1年前（3.0%）に比べて2倍以上となっています。（表4）

表4 一般常雇(当月)への前月からの異動状況 <男女計>  
(単位:%)

	計	前月(12月)の従業上の地位				
		一般常雇	役員	臨時雇	日雇	左記以外
2013年1月	100.0	90.1	0.7	6.6	0.7	1.9
2012年1月	100.0	94.0	0.6	3.0	0.6	1.9

上記の結果（表4）を基にして、以下のように旧調査票の「臨時雇」から新調査票の「常雇（有期の契約）」へ異動した者を推計すると、約180万人となります。

$$\begin{aligned}
 &2013年1月 \quad (A) \quad 306万人 = 4634万人 \times 0.066 \\
 &2012年1月 \quad (B) \quad 130万人 = 4346万人 \times 0.030 \\
 &(A) - (B) \quad 176万人 = 306万人 - 130万人
 \end{aligned}$$

<参考>

○旧調査票（～2012年12月調査）

**9 従業上の地位**

- ・臨時雇の人とは 雇用契約期間が1か月以上1年以下の人
- ・日雇の人とは 雇用契約期間が1か月未満の人をいいます
- ・自営業主とは 個人経営の商店主や農業主などをいいます
- ・内職とは 自宅での賃仕事をいいます

雇われて  
いる人のうち

常雇の人	臨時雇の人	日雇の人	会社などの役員	自営業主 雇い人あり	自営業主 雇い人なし	内職
○	○	○	○	○	○	○



○新調査票（2013年1月調査～）

**⑩ 従業上の地位**

- ・常雇の人（無期の契約）とは 雇用期間を定めない契約で雇われている人をいいます  
(定年までの場合は 無期の契約とします)
- ・常雇の人（有期の契約）とは 雇用契約期間が1年超の人をいいます
- ・臨時雇の人とは 雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます
- ・日雇の人とは 雇用契約期間が1か月未満の人をいいます
- ・自営業主とは 個人経営の商店主や農業主などをいいます
- ・内職とは 自宅での賃仕事をいいます

雇われて  
いる人のうち

常雇の人 (無期の契約)	常雇の人 (有期の契約)	臨時雇の人	日雇の人	会社などの役員	自営業主 雇い人あり	自営業主 雇い人なし	内職
○	○	○	○	○	○	○	○

(⑩欄へ)